新型コロナ禍の下で改めて注目が集まるジュニア NISA

宮本　佐知子

▌要　約▐

1. 新型コロナウイルス（以下、コロナ）の感染が拡大した2020年から、少額投資非課税制度（NISA）の中で未成年者少額投資非課税制度（ジュニア NISA）の利用が一段と増えている。2021年3月までの1年間では、口座数は40%、総買付額は54%増加しており、その前年に比べて増加ペースが加速した。ジュニアNISAの利用が増えた理由として、下記の点が考えられる。
2. 第一に、NISA利用者が増加したことで、ジュニアNISAを含めたNISA制度全般への理解が進んだことである。ジュニア NISAは未成年者を対象とする制度であり、運用管理は原則として親権者等が行うため、親権者等による制度理解が欠かせなかった。
3. 第二に、コロナ禍の下では、口座開設手続きが容易になり、利用を促す工夫もなされていることである。テレワークを行う人が増えた一方、金融機関によるデジタルの活用が一段と進んでいる。
4. 第三に、ジュニア NISAは制度終了となることが決まったことである。希望者が駆け込みで利用を始めたことに加えて、制度終了に伴い口座資金の払出し制限が実質的に解除されることも注目されている。
5. 第四に、コロナ禍という不測の事態に直面し、家計側の意識が変化したと見られることである。教育費の支払いや返済が困難になった人は増えているが、同時に、教育資金を予め準備する大切さやそのための手段を考える人も増えてきたと見られる。
6. ジュニア NISAは制度終了となるものの、「子どもの将来のための資金をどう手当てするのか」という家計が抱える問題は解消されていない。今後は、子どもの将来のための資金確保へ向けて、官民で協力し、さまざまなアイディアを出し検討していく必要がある。

野村資本市場研究所　関連論文等

・宮本佐知子「家計から見た教育投資の価値」『野村サステナビリティクォータリー』2020年秋号。
・宮本佐知子「発足5年目を迎えたNISAーこれまでの利用状況と普及へ向けた課題ー」『野村資本市場クォータリー』2018年夏号。
・宮本佐知子「英国で導入されるジュニアISAーチャイルド・トラスト・ファンドに替わる子供向け資産形成スキームー」『野村資本市場クォータリー』2011年春号。

Ⅰ 増加ペースが加速するジュニア NISA 口座

新型コロナウイルス（以下、コロナ）の感染が拡大した 2020 年から、少額投資非課税制度（NISA）の中で未成年者少額投資非課税制度（ジュニア NISA）の利用が一段と増えている。最新の金融庁調査によると、2021 年 3 月末時点でのジュニア NISA の口座数は 50 万 2,472 口座、総買付額は 2,956 億円である（図表 1）。2021 年 3 月末までの 1 年間では順に、40%、54%増加した。その前年の 1 年間では、順に 13%、48%増加していたことと比べると、足元で増加ペースが一段と加速したことがわかる。

子どもの年齢別のジュニア NISA 口座は、5 歳の口座数が最も多いものの、1 歳から 19 歳までは 20～25 万程度の口座数となっている（図表 2）。金融庁調査では年齢別の口座数は 12 月末時点のみ公表されるため、ここでは 2020 年 12 月末時点を示したが、1 年間でどの年齢でも口座数は増えており、特に 0 歳の口座数は 2 倍以上に増えている。また、ジュニア NISA 口座における商品別買付額は、2016 年～2021 年 3 月では、株式は 38%、投資信託は 57%、ETF は 4%、REIT は 1%となっている。2021 年 3 月までの 1 年間のみでは、株式は 29%、投資信託は 65%、ETF は 6%、REIT は 1%であり、足元では投資信託の割合が増えている。

このように、ジュニア NISA の利用は足元で一段と増加しており、口座数は特に 0 歳の口座数が増えたものの、どの年齢でも増加している。そこで、ジュニア NISA の利用が増えた理由として考えられる点を、以下では順に見ていきたい。

図表 1　ジュニア NISA の利用状況

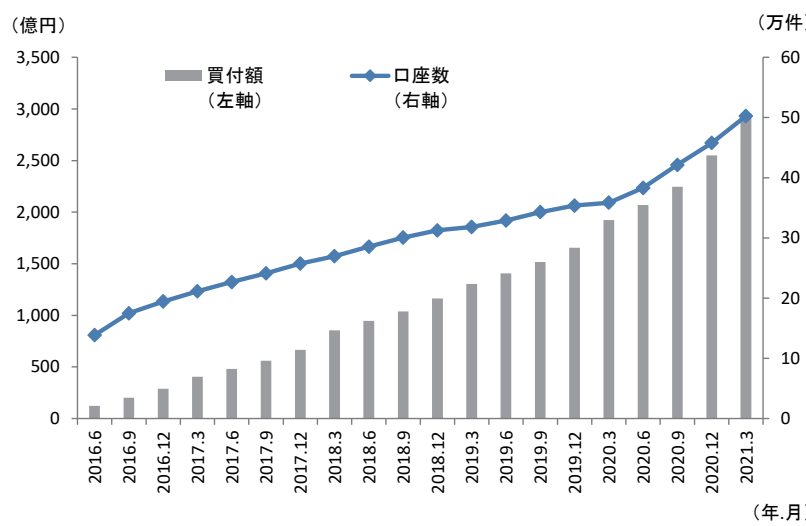

（注）　1. 口座数はこれまでに開設された総口座数から廃止口座の数を差し引いたもの。
2. 買付額は 2016～2021 年の利用枠で買付けがあった金額の合計。買付時の時価により算出。
（出所）金融庁調査より野村資本市場研究所作成

図表 2　ジュニア NISA の年齢別口座数

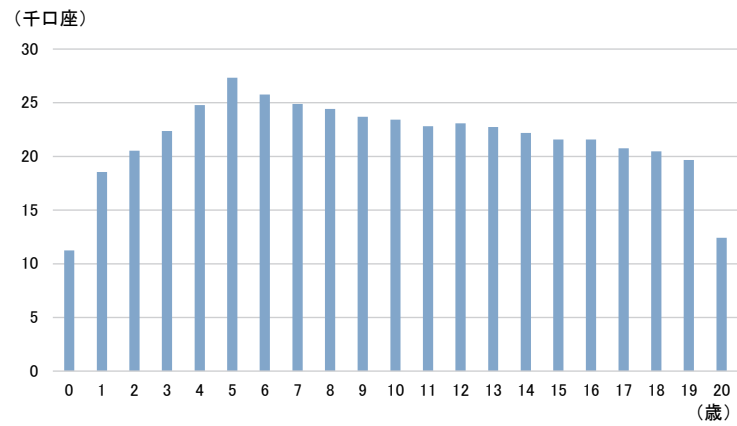

（注）　2020 年 12 月末時点。
（出所）金融庁調査より野村資本市場研究所作成

Ⅱ　NISA 利用者の増加

第一に、NISA 利用者が増加したことで、ジュニア NISA を含めた NISA 制度全般への理解が進んだことである。最新の金融庁調査によると、2021 年 3 月末時点では、NISA（一般 NISA とつみたて NISA）の口座数は 1,586 万 132 口座、総買付額は 23 兆 775 億円であり、1 年間で順に 13%、18%増加した。

NISA 利用者の増加は、ジュニア NISA 利用者の増加に大きく影響すると考えられる。ジュニア NISA は、0 歳から 19 歳までの未成年者を対象とする制度であり、運用管理は原則として親権者等が未成年者のために代理で行うことになっている。そのため、ジュニア NISA を利用するには、親権者等による制度理解が欠かせなかった。

親権者等の理解は、祖父母が資金提供者となってジュニア NISA を利用するケースにおいても、重要である。なぜならば、祖父母側では孫のためにジュニア NISA を利用したいという意思があっても、親権者等である親側で制度を理解していないと、「投資をするよりも現金で渡してほしい」となり、ジュニア NISA の口座開設に至らないことも多いからである。また、親側に子どものマイナンバーを金融機関に告知することへの抵抗感がある場合にも、ジュニア NISA の口座開設は難しくなる。制度開始当初、ジュニア NISA は祖父母へ訴求する広告が多く見られたが[1]、口座開設までには上述のようなハードルがあったため、事前に期待されていたよりも口座開設ペースが軟調だった可能性があろう[2]。

そのため、足元での NISA 利用者の増加は、親権者等による NISA 制度全般への理解を促進させ、ジュニア NISA 口座増加につながっていると考えられる。

1　例えば、日本証券業協会作成のジュニア NISA 開始時点の広報資料では、祖父と孫が並んでいた。
2　ここで述べた論点は、宮本佐知子「発足 5 年目を迎えた NISA－これまでの利用状況と普及へ向けた課題－」『野村資本市場クォータリー』2018 年夏号で指摘した。

また、日経平均株価が 2020 年 3 月に急落した後は上昇基調が続き、投資初心者でも良いパフォーマンスを得られた人が少なくなかったと見られることも、親権者等による NISA や投資への関心を高めたと考えられる。NISA を利用する人が運用資金をさらに増やしたいと考えたとき、子どもがいる場合にはジュニア NISA の利用も、有力な選択肢になる。ジュニア NISA の年間非課税投資枠は 80 万円であり、これは成人用の一般 NISA（同、120 万円）、つみたて NISA（同、40 万円）と比べても見劣りしない。そのため、ジュニア NISA を利用すれば、ファミリーで利用できる非課税投資枠が増えることを、制度の魅力の一つに挙げる金融機関も少なくない。ジュニア NISA は制度開始当初、金融機関やメディアなどによる宣伝が NISA に比べて限定的で認知度が高まらないという問題も抱えていたが、NISA 利用者の増加に伴い、その状況が改善しつつあると見られる。

Ⅲ コロナ禍の下で容易になった口座開設と利用を促す工夫

第二に、コロナ禍の下では、口座開設手続きが容易になり、利用を促す工夫もなされていることである。

コロナ感染拡大防止のため、テレワークが政府により推奨され、平日に在宅で働く人が増えている。そのため、利用希望者がジュニア NISA の口座を開設する際に必要とされる、本人確認など自宅を起点とする手続きを進めやすくなっている。

一方、金融機関では、コロナ禍の下でデジタルの活用を一段と推進している。そのため、利用希望者がオンライン上でジュニア NISA 口座を開設することが、以前よりも容易になっている。ジュニア NISA は、NISA に比べて仕組みが複雑なため、コロナ禍以前では店頭と郵送中心に手続きが行われてきた。しかし現在は、ネット証券会社だけでなく対面型証券会社でも、オンラインで手続きの一部を可能にしたり、ウェブサイト上に手続きの流れや提出書類、必要期間を詳しく明示するなど、顧客が手続きをしやすくするための工夫がなされている。

また、特にネット証券会社では、ジュニア NISA 口座の開設を希望する親権者等に対し、親権者等自身の総合口座の開設も同時に求め、ファミリーでの自社利用を促している。これにより、証券会社では親子の口座を紐づけて把握できるため、顧客ファミリーへのサポートや各種提案を行いやすくなり、顧客がジュニア NISA 口座を開設しても実際には利用しないといった事態も回避しやすくなる。

Ⅳ 制度終了に伴う注目

第三に、ジュニア NISA の制度終了が決まったことである。2016 年 4 月に開始されたジュニア NISA は、当初から 2023 年 12 月末までの時限措置とされていた。その後、利用が伸び悩んだことなどを理由に、制度を延長しないことが令和 2（2020）年度税制改正大綱で示された。そのため、2024 年 1 月 1 日以降は、ジュニア NISA 口座を新規で開設できなくな

るとともに、新たな非課税投資枠が付与されないこととなった。このように制度終了が決まったジュニア NISA だが、改めて注目を集める理由としては、以下の点が考えられる。

１．希望者が駆け込みで制度利用を始めたこと

ジュニア NISA の利用目的としては、主に次の 3 つが考えられる。第一に、子どもの進学や就職の準備、第二に、自分の口座を持たせることによる投資教育、第三に、祖父母等からの生前贈与（ジュニア NISA の年間投資上限額が 80 万円なので、贈与税の年間基礎控除額である 110 万円以内に収めることができる）、である。

これらを目的とする利用は、制度開始当初から期待されていたが、当初と比べて現在は、その利用価値を理解する人が増えてきたと考えられる。例えば、投資を含めた金融経済教育の必要性に対する社会的意識が高まっていることや、後述するようにコロナ禍の下で子どものための資金準備の重要性を家計がより意識するようになっている。また、相続税法が改正され、相続税の課税割合が急増したことから、計画的な贈与を考える人が増えていることも指摘できる。

このように、ジュニア NISA の利用価値を理解する人は以前よりも増えているため、制度終了前に駆け込みで利用を始める人が増えたと考えられる。

因みに、ジュニア NISA 口座で保有する上場株式や株式投資信託等は、制度終了後も保有し続けることができる。制度終了後の扱いは、制度終了時点での口座保有者の年齢によって異なり、下記のように大別される。

①2023 年末までに 20 歳になる場合

2023 年末の制度終了時点までに 20 歳になる場合には、20 歳である年の 1 月 1 日に自動的に一般 NISA 口座が開設される（図表 3）。このとき、ジュニア NISA 口座[3]で保有する金融商品については、一般 NISA 口座に移管（ロールオーバー）することができる。非課税期間（5 年間）終了時においてはロールオーバー可能な金額に上限はない[4]。また、2024 年 1 月 1 日からは、一般 NISA に代わり新 NISA が創設されるが、ジュニア NISA 口座で保有する金融商品をロールオーバーできるのは、新 NISA の 2 階部分となる[5]。

なお、成年年齢の引き下げに伴い、2023 年 1 月 1 日からは、上記の「20 歳」は「18 歳」になる。

---

[3] 未成年者口座（非課税口座）。

[4] 非課税期間の終了を待たずして行うロールオーバーについては、120 万円（新 NISA の場合は 102 万円）以内に収める必要がある。

[5] 新 NISA へのロールオーバーについては、受け入れ先は 2 階部分であるところ、非課税枠の消費については 1 階部分も含めて計算される。非課税期間終了時のロールオーバーの場合、次の 3 パターンがある。①122 万円以上の場合、1 階部分と 2 階部分のいずれでも新規買付不可、②102 万円以上かつ 122 万円未満の場合、1 階部分の残りでのみ新規買付可、③102 万円未満の場合、1 階部分と 2 階部分のいずれでも残りの部分において新規買付可。

図表 3　2023 年末までに 20 歳になる場合のイメージ図

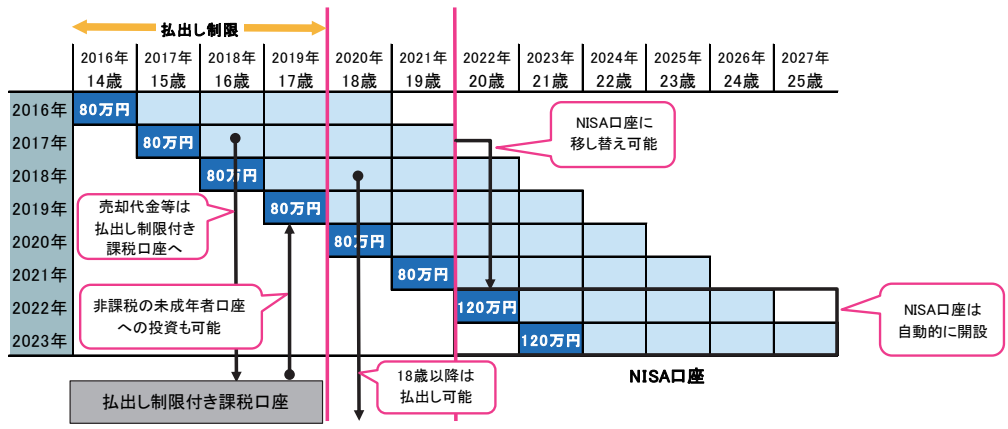

（注）　成年年齢の引き下げに伴い、2023 年 1 月 1 日より上記「20 歳」の箇所は「18 歳」になる。
（出所）金融庁「ジュニア NISA のポイント」を基に野村資本市場研究所加筆

②2023 年末で 18 歳になっていない場合

2023 年末の制度終了時点で 18 歳になっていない場合には、2024 年以降の各年において非課税期間（5 年間）の終了した金融商品を継続管理勘定にロールオーバーすることで、18 歳になるまで（1 月 1 日時点で 18 歳である年の前年 12 月 31 日まで）、金融商品を非課税で保有し続けることができる（図表 4）。このとき、ロールオーバー可能な金額に上限はない。ただし、継続管理勘定では、売却はできるが、新規の買付はできない。そして、18 歳である年の 1 月 1 日に自動的に新 NISA 口座が開設される。このとき、継続管理勘定で保有する金融商品については、新 NISA の 2 階部分にロールオーバーすることができる。ただし、新 NISA は 2028 年末までの制度となっている。

図表 4　2023 年末で 18 歳になっていない場合のイメージ図

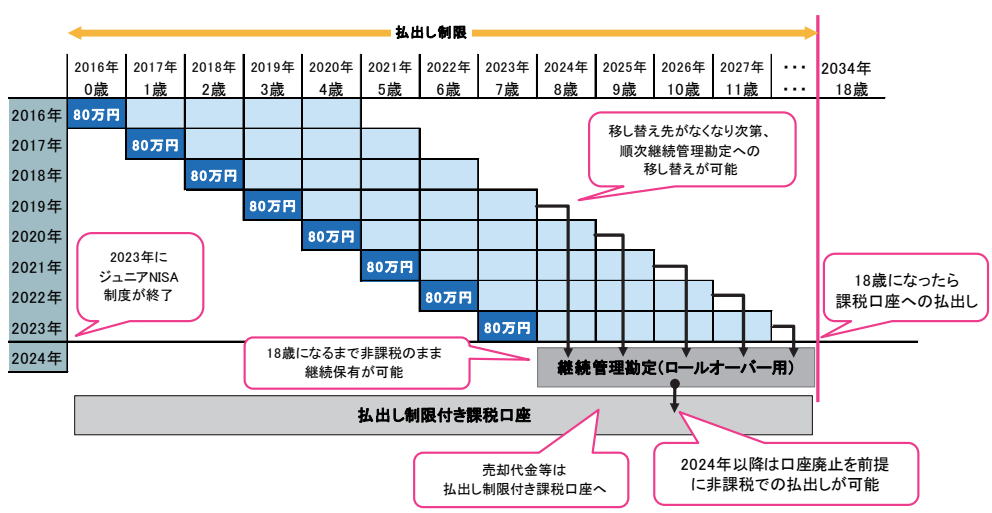

（出所）金融庁「ジュニア NISA のポイント」を基に野村資本市場研究所加筆

２．制度終了に伴い、口座資金の払出し制限が実質的に解除されること

ジュニア NISA では、口座資金の払出しが制限されており、18 歳まで（3 月 31 日時点で 18 歳である年の前年 12 月 31 日まで）は、原則として引き出すことができなかった。しかし、2024 年以降はそのような払出し制限が解除され、何歳であっても口座資金を引き出せるため、長期間にわたる資金制約がなくなり、使い勝手が良くなったと見ることもできる。ただしこのとき、ジュニア NISA 口座を閉鎖して口座資金を全額払出す形になるため、一部だけを引き出すことはできない。

Ⅴ コロナ禍の下での家計の意識変化

第四に、コロナ禍という不測の事態に直面したことで、家計側の意識が変化したと見られることである。

コロナ禍の下では、倒産、失業、収入減に直面する人が増えている。そのため、親の所得不安により子どもの教育機会が損なわれてしまう事例は増えていると見られ、教育機会の格差拡大が問題視されるようになっている。

同時に、貸与奨学金や教育ローンの返済が難しくなっている人も増えている。近年、少子化が進んでいるにもかかわらず、日本学生支援機構の貸与奨学金の利用者は増加し高止まりが続いている（図表 5）。足元では、高等教育機関で学ぶ学生の 2.7 人に 1 人が、貸与奨学金を利用している。利用者は卒業後に返済義務を負うが、コロナ禍の下では就職活動が難しく、また、勤めていても収入が減少することで、奨学金の返済が難しくなるケースは増えていると見られる。

図表 5　日本学生支援機構の奨学金貸与人員の推移

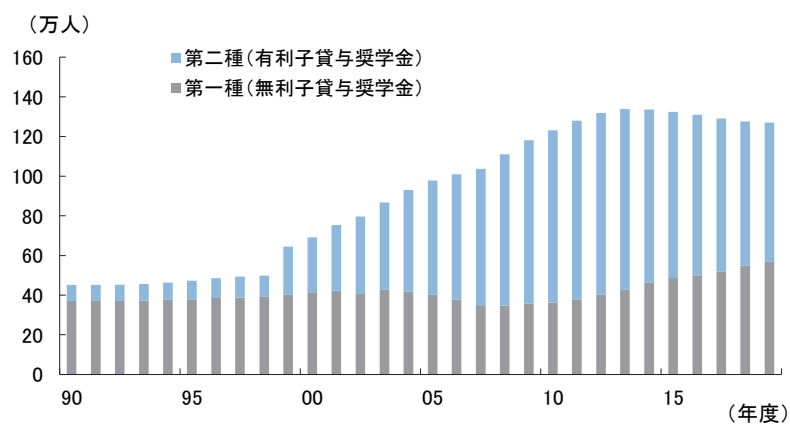

（出所）日本学生支援機構資料より野村資本市場研究所作成

そして、これらにより、家計側では教育資金を予め準備しておくことの大切さを意識するとともに、その手段として預金や保険以外にも目を向けるようになった可能性がある。世論調査によると、子育て世代の金融資産保有目的は、「子どもの教育資金」が筆頭に挙げられていた（図表 6）。その手段は、これまでは預金や保険が中心だったが、近年は投資を始めやすくするための様々な取組が進められたため、教育資金作りの手段として投資という選択肢も意識されるようになってきたと考えられる。

近年、投資初心者であっても投資を実践しやすくすることを目指し、スマートフォンを利用した操作性の高い資産運用サービスを提供する新規参入企業が増えている。また、投資を実践しやすいように、おつり投資やポイント投資といった新たなサービスが提供されるようになっている。既存金融機関においても、店頭や PC だけでなく、スマートフォンを通じた投資サービスやロボアドバイザーによる資産運用サービスを提供する動きが広がっている。コロナ禍の下では、対面だけでなくオンラインでもコンサルティングを行う動きも見られる。この他、手数料の引き下げや無料化などにより、投資に係るコスト面でのハードルを引き下げる動きも、ネット証券を中心に広がっている。ネット証券の口座数は増加しており、ネット証券大手 5 社の口座数は 2021 年 3 月末時点で 1,707 万口座となり、1 年間で 24%増加した[6]。政府によるキャッシュレスの推進も、オンラインでの金融手続きに対する家計の心理的ハードルを引き下げた可能性もある。

図表 6　世代別の金融資産保有目的

（%）

		病気や不時の災害への備え	こどもの教育資金	こどもの結婚資金	住宅の取得または増改築などの資金	老後の生活資金	耐久消費財の購入資金	旅行、レジャーの資金	納税資金	遺産として子孫に残す	とくに目的はないが、金融資産を保有していれば安心	その他
世帯主の年令別	20歳代	57.1	57.1	9.5	23.8	33.3	0.0	38.1	4.8	4.8	9.5	9.5
	30歳代	45.3	78.8	6.6	21.2	50.0	16.5	22.6	2.8	2.8	15.1	2.4
	40歳代	53.1	66.4	3.6	12.7	61.6	16.3	13.4	2.6	4.6	16.6	2.9
	50歳代	58.9	29.4	7.2	12.5	70.0	23.6	11.9	4.2	6.4	17.5	6.1
	60歳代	61.5	3.4	2.8	11.4	80.3	20.3	13.2	2.5	11.4	19.4	6.8
	70歳以上	74.2	2.1	0.5	6.4	79.5	17.3	12.5	5.9	16.2	24.2	4.8
合計		60.9	30.4	4.1	12.0	70.0	18.4	14.3	3.8	9.1	18.6	4.8

（注）　1. 2020 年の調査結果で、金融資産を保有する二人以上世帯が対象。
　　2. 各世代で最も多い回答にシャドウを付した。
（出所）金融広報中央委員会調査より野村資本市場研究所作成

[6] au カブコム証券、SBI 証券、松井証券、マネックス証券、楽天証券の単純合計。

Ⅵ 今後へ向けて

１．制度終了で取り残される家計側の問題

このように、ジュニア NISA の利用が足元で増加した背景には、家計の需要が根底にあったと考えられる。これまで利用が伸び悩んでいたのは、制度の複雑さなどが理由であり、制度導入目的であった家計の抱える問題が解消されたからではない。「子どもの将来のための資金をどう手当てするのか」という家計が抱える問題は、取り残されたままである。

子どもの将来を考えるとき、一般的に大きな問題となるのは、子どもの教育資金の準備である。大学進学率が 50%を超えた現在、高校卒業後に大学へ進学するライフコースは、一部の子どもに限らず一般的となっている。子どもの教育費を教育段階別に見ると、大学教育費が最も高額であり、進学のための通塾など準備費用も嵩むことが多い（図表 7）。そのため、多くの家計にとって、子どもの将来のための資金とは、大学教育資金を意味するようになっている。

近年は、子どもが自分で大学教育資金を捻出するため、貸与奨学金を利用するケースも増えていることは前章で指摘した。しかし、貸与奨学金を利用する場合、卒業後に返済する義務があるため、卒業後の生活に長く影響を及ぼし、就職先の選択や結婚などにも影響するケースも散見される。大学教育資金を予め準備できるのであれば、子どもの卒業後の生活に大学教育費が影響を及ぼすリスクを小さくすることができるだろう。

図表 7　教育段階別・学校種別の教育費

（万円）

<table>
<tr><th>小学校</th><th>中学校</th><th>高校</th><th colspan="2">大学</th><th>合計</th></tr>
<tr><td rowspan="6">公立
193</td><td rowspan="3">公立
147</td><td rowspan="2">公立
137</td><td>国立</td><td>449</td><td>926</td></tr>
<tr><td>私立</td><td>724</td><td>1,201</td></tr>
<tr><td rowspan="4">私立
291</td><td>国立</td><td>449</td><td>1,079</td></tr>
<tr><td>私立</td><td>724</td><td>1,354</td></tr>
<tr><td rowspan="2">私立
422</td><td>国立</td><td>449</td><td>1,355</td></tr>
<tr><td>私立</td><td>724</td><td>1,630</td></tr>
</table>

（注）　1. 学校給食費や学校外活動費なども含む。
2. 大学で自宅外通学をする場合は、上記費用の他に家計支出は4年間で平均 197 万円必要になる。

（出所）文部科学省資料、日本学生支援機構資料より野村資本市場研究所作成

２．大学教育の重要性

大学教育の機会を得ることは、家計にとっては重要である。能力を高めたり卒業後の就業機会を広げるだけでなく、その後の人生の可能性を様々な意味で広げることにつながるものだからである。議論を絞り、大学教育を受けることを家計による投資と捉えて、学歴と卒業後の所得との関係から大学教育投資の収益率を計算すると、男性は 6%、女性は 8%であった[7]。家計にとって大学教育投資は、他の投資可能な資産と比べても魅力的で、重要な投資対象である。

大学教育への投資は、国にとっても重要である。少子高齢化により人口が減少する中で、人材育成は国の成長戦略に関わる課題であり、国際競争力を維持し高めるためにも重要である。上で述べた大学教育を受けたことでの所得増加とは、別の観点では一人当たり生産性の上昇と捉えることもできる。社会全体という視点で考えると、学ぶ機会の提供とそのための手段確保は、重要な政策課題と言えるだろう。

政府は、平成 29 年 12 月の「新しい経済政策パッケージ」、平成 30 年 6 月の「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において、大学等の高等教育を無償化する方針を決定した。この新たな制度は、2019 年 5 月 10 日に成立した「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、2020 年 4 月 1 日から実施されている。

この制度の概要は図表 8 の通りである。支援対象となる学校種は、大学、短大、高専、専門学校である。支援内容は、授業料等減免制度の創設と、給付型奨学金の支給の拡充である。支援対象となる学生の要件は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生であることと、学ぶ意欲がある学生であること、である。両親と子ども 2 人の 4 人世帯の場合、「住民税非課税世帯」となる世帯年収の目安は約 270 万円以下である。世帯年収が 270 万円超～約 380 万円以下の世帯は「住民税非課税世帯に準ずる世帯」となり、支援額が段階的に減少する。そして、世帯年収が 380 万円を超えると対象にはならない。

図表 8　高等教育の修学支援新制度の概要

支援対象となる学校種	大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
支援内容	①授業料等減免制度の創設
	②給付型奨学金の支給の拡充
支援対象となる学生	住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生
財源	少子化に対処するための施策として、消費税率引き上げによる財源を活用
	国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

（出所）文部科学省「高等教育の修学支援新制度について」より野村資本市場研究所抜粋

[7] 宮本佐知子「家計から見た教育投資の価値」『野村サステナビリティクォータリー』2020 年秋号。

したがって、この制度は、真に支援が必要な低所得者世帯に対し、授業料等減免及び給付奨学金の支給を通じて、大学等における修学の経済的負担を軽減することを目指すものであり、制度の恩恵を受けられる子どもは、ごく一部に限られる。学ぶ意欲がある全ての子どもに対して、大学教育を無償化することは実現できていない。

また、国際目標とされる、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、17 のゴールから構成され、そのゴールの一つに「4：質の高い教育をみんなに」が設定されている。日本でも、SDGs 推進本部が「SDGs アクションプラン 2021」を掲げるなど、SDGs のゴール達成へ向けた取組が進められている。このうち「教育」分野の具体的な取組を見ると、幼児教育の振興と初等中等教育の充実が中心となっており、高等教育においては真に支援が必要な低所得者世帯の人への修学支援に限られている。

３．求められる子どもの将来の資金確保のための議論

コロナ禍の下では緊急事態への対策が急務となる一方で、コロナ後を見据えた中長期的な戦略も、同時に検討を進めておくことが望まれる。今後は、高等教育についても、家計のための支援策の充実を検討することが求められよう。

子どもの将来の高等教育を見据えたとき、いかに資金を確保するかという問題は、日本の家計に限った問題ではなく、海外では家計を支援するために様々な制度が導入されている。例えば英国では、ジュニア ISA は恒久化された制度となっており、日本は英国に倣って制度を導入した経緯がある[8]。その英国では、ジュニア ISA を導入する前には、チャイルド・トラスト・ファンドという制度が存在した。これは、全ての子どもに対し、政府が一定額をバウチャーで支給し、それを元手として親が子どものために金融機関口座を開設して運用し、子どもが 18 歳になるまで引き出せない代わりに、その口座での運用益を非課税とする制度である。

米国では、子どもの将来の大学進学に備えるために広く利用されている資産形成制度として、529 プランという制度が存在する。これは、資金を将来の大学教育資金として利用することを条件に、その口座での運用益を非課税とする制度である。同制度では、資金の拠出者は親や祖父母などが中心であるが、従業員の福利厚生の一環として企業がマッチング拠出をする事例もある。

日本では、政府債務残高が GDP の 2 倍を超えており、財政状況はコロナ禍により一層厳しさを増すことが見込まれる。その中で、全ての希望者に対する大学教育無償化が難しいのであれば、子どもの将来のための資金確保へ向けて家計を支援する施策について、知恵を出していく必要がある。コロナ禍においては誰もが大変な状況下にあるが、子どもの将来のための資金確保へ向けて官民で協力し、さまざまなアイディアを出し検討していく必要がある。

[8] 宮本佐知子「英国で導入されるジュニア ISAーチャイルド・トラスト・ファンドに替わる子供向け資産形成スキームー」『野村資本市場クォータリー』2011 年春号。